「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」（改正中間案）」
に対する意見募集の結果について

「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」（改正中間案）」に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。

1. 実施期間
令和8年8月1日（土）～令和8年8月31日（月）
2. 意見提出
・提出者数　1名
・意見数　　4件

3. 意見の内容と市の考え方

| No. | 意見の内容 | 市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 第1条には、部落差別をはじめ…最後にジェンダーアイデンティティを理由とする差別など不当な差別をはじめとする…となっている。などについてであるが、他にも差別事象があること認めた文案である。あらゆる差別を無くすることを目指す条例であるから、より具体的差別事象を認識するために、列挙する必要がある。そうすることによって、市民にとって身近な条例となる。差別と思ってないことが差別であることが有り得る。又、こんな差別があったことを知る機会でもある。例えばウタリ差別、児童養護入所者への差別… | 差別問題が多岐にわたり、多様な課題が存在することは本市も認識しております。例えばご指摘のウタリ差別（アイヌの人々への差別）や児童養護施設入所者に対する差別など、個別具体の課題も重要な人権課題であると考えております。<br>一方で、条例の規定にあまり多くの具体例を列挙すると、条文が冗長となり、かえって理解が難しくなることや、新たな課題の追加漏れが生じることも懸念されます。これらを踏まえ、現段階では原案のとおりいくつかの差別課題を例示する形をとることで、条例の読みやすさと適用の柔軟性を確保したいと考えております。<br>周知の際には逐条解説に明示するなど具体的な差別課題についても丁寧に説明し、理解を深めていただけるよう努めてまいります。 |
| 2 | ジェンダーアイデンティティ、リテラシー　日本語での記述が必要。第6条の内　多数を示める市の公務員（全職種）が、この言葉の意味がどの程度正確に理解しているか?調査してみてはどうか。3名の方に問うたが答えられなかった。私も同様である。 | 「ジェンダーアイデンティティ」については、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」での表現に合わせ、原案の通りとしております。<br>なお、周知の際には逐条解説に語句の意味を記載するなど丁寧な説明に努めるほか、人権研修の実施等を通して職員への周知にも努めてまいります。<br>また、「リテラシー」については、より分かりやすく多くの方が理解しやすい表現となるよう、条文上での表現について検討してまいります。 |

| No. | 意見の内容 | 市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 3 | 人権・同和政策課による改正中間案の説明会を地区市民センター単位で実施することにより、市民の差別への関心が深まる。是非、実施してほしい。 | 本市としても、人権や差別問題に関する市民の関心向上は重要だと考えております。本条例案には、人権啓発活動の充実に努める旨を明記しており、改正に先立ってはパブリックコメントや人権施策推進懇話会を通じて幅広く市民の皆さまのご意見を伺ってまいりました。<br>ご意見の趣旨を踏まえ、条例改正後も、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布、また各種イベントの開催など、多様な機会を活用して市民の皆様への丁寧な周知と啓発に努めてまいります。 |
| 4 | 第6条には、率先して積極的な役割を果たすものとするとなっているが、職員の人権尊重の意識が稀薄。職員への本条例の事前研修が必要と思う。 | 職員一人ひとりが条例の趣旨を理解し、市民の人権を尊重できるよう、改正後の条例の周知も含め、効果的かつ積極的な人権研修の実施を計画・推進してまいります。 |